（総合化事業計画の軽微な変更）

第十一条　法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

二　総合化事業の実施期間の六月以内の変更

三　総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四　前三号に掲げるもののほか、地域の名称の変更その他の総合化事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関して研究開発・成果利用事業計画に記載すべき事項）

第十二条　法第七条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、研究開発・成果利用事業計画に同条第五項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。

一　当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

イ　当該事項に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ロ　転用の時期

ハ　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ニ　その他参考となるべき事項

二　当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ　権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　当該土地の所有者の氏名又は名称

ハ　当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ　当該事項に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ヘ　転用の時期

ト　転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

チ　その他参考となるべき事項

（出願料軽減申請書の様式）

第十三条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）

第十四条　令第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第四号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十五条　令第五条第一項又は第六条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第五条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面又は令第六条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第十六条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が法第十七条第一項又は第二項に規定する認定研究開発・成果利用事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（権限の委任）

第十七条　法第五条第一項及び同条第五項から第十項まで（これらの規定を法第六条第四項において準用する場合を含む。）、第六条第一項から第三項まで並びに第二十一条第一項の規定による農林水産大臣の権限は、法第五条第一項の規定により総合化事業計画の認定を受けようとする農林漁業者等（共同して認定を受けようとする場合にあっては、当該農林漁業者等の代表者）又は同項の認定を受けた農林漁業者等（共同して認定を受けた場合にあっては、当該農林漁業者等の代表者）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号、第十一条第一項第六号ト、第五十八条第二項第四号及び第五十九条第九号中「第四号」を「第五号」に改める。

（種苗法施行規則の一部改正）

第三条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）第十六条の確認書の番号

第十九条に次の一項を加える。

5　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第十六条の確認書の番号を記載しなければならない。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第四条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条中第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行に関すること。

第百九十三条の三中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に関すること。

第二百九十四条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に関すること。

第二百九十五条中「第二百九十四条第四号及び第五号」を「第二百九十四条第五号及び第六号」に改める。